

居宅介護（介護予防）住宅改修費支給の取扱い方法について

木更津市福祉部介護保険課

目 次

1 住宅改修費の支給限度額と支給方法	2頁
2 対象となる住宅改修	2頁
3 償還払いによる事前申請（事前審査）の手続き	3頁
4 償還払いによる事後申請の手続き	4頁
5 受領委任払いによる事前申請（事前審査）の手続き	5頁
6 受領委任払いによる事後申請の手続き	6頁
7 留意事項	7頁
8 事前申請から支給決定までの流れ	8頁
9 住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取扱いについて	9頁

1 住宅改修費の支給限度額と支給方法

(1) 支給限度基準額・・・20万円

- ・住宅改修を利用するには、要介護（要支援）認定を受けていることが必要です。
- ・住宅改修費の介護保険対象工事費用のうち9割、一定以上所得のある方については、8割又は7割が保険給付分として支給され、残り1割、2割又は3割は利用者負担となります。利用者負担の割合は、「負担割合証」で確認できます。
- ・要支援及び要介護の区分にかかわらず、支給限度基準額は一律に20万円となります。
- ・1回の改修で20万円を使い切らずに、複数回に分けて使うことも可能です。
- ・転居した場合や要介護状態が著しく変更した場合、再度支給を受けることができます。

(2) 支給方法

① 償還払い

購入した費用の全額を住宅改修事業者へ支払い、申請手続きの後、介護保険対象費用のうち9割、8割又は7割が被保険者に支給されます。

② 受領委任払い

被保険者は介護保険対象費用のうち、1割、2割又は3割を登録事業者に支払い、事業者の申請手続きの後、残りの9割、8割又は7割は保険者から住宅改修事業者に支払われます。受領委任払いの制度を利用する場合は、木更津市に受領委任払いを登録している事業者に限られます。

2 対象となる住宅改修

①手すりの取付け	廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移乗動作に資することを目的として設置するもの。
②段差の解消	廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差または傾斜を改修するための住宅改修。 (具体例) • 敷居を低くする改修 • スロープを設置する改修 • 浴室等の床のかさ上げ、かさ下げ • 通路等の傾斜の解消
③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更。 (具体例) • 居室畳敷きから板製床材やビニール系床材への変更 • 浴室床材を滑りにくいものへの変更 • 通路面滑りにくい舗装材への変更
④引き戸等への扉の取替え	扉全体の取替え。(原則として、開き戸から開き戸は対象としない) 開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取替え ドアノブの変更、戸車の設置、扉の撤去
⑤和式便器から洋式便器等への便器の取替え	和式便器から洋式便器への取替え。 • 既に洋式便器である場合の暖房便座や洗浄機能等への付加は含まれない。 • 非水洗和式便器から水洗式洋式便器または簡易水洗洋式便器に取替える場合は、水洗化または簡易水洗化の部分は含まれない。
⑥その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	①手すりの取付け 手すりの取付けのための壁の下地補強など ②段差の解消 浴室の床段差解消に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ③床又は通路面の材料の変更 床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備など ④扉の取替え 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事など

	⑤便器の取替え 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）、 便器の取替えに伴う床材の変更など
--	---

3 償還払いによる事前申請（事前審査）の手続き

住宅改修工事を行う前に、保険給付の対象として適当な住宅改修であるか確認するため、保険者で事前の審査を行います。

【提出書類】

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- (2) 住宅改修が必要な理由書
- (3) 工事費見積書
- (4) 住宅改修内容の予定の状態が確認できる書類
 - ・住宅改修前の状態が確認できる撮影日入りの写真
 - ・平面図
- (5) 住宅の所有者の承諾書（被保険者本人が所有者でない住宅を改修する場合に必要）

(1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

被保険者の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、被保険者番号、個人番号、住宅の所有者、改修内容、申請者の住所、氏名及び口座欄を記入します。（着工日、完成日、改修費用、申請日は事後申請時に記入。）

(2) 住宅改修が必要な理由書

利用者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具利用状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由をその被保険者の担当のケアマネジャーが記入します。

ただし、被保険者に担当のケアマネジャーがない場合は理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター2級以上、1級建築士等が作成することができます。

- ・被保険者の身体状況
- ・介護状況
- ・住宅改修により、被保険者等は日常生活をどう変えたいか
- ・福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定
- ・改善をしようとしている生活動作、具体的な困難な状況、改修目的と改修方針改修項目

(3) 工事費見積書

住宅改修費の支給対象となる費用の見積もりであって、その内訳がわかるよう、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとします。

支給対象外の工事も併せて行われた場合は、対象部分の抽出、按分等を適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出します。

(4) 住宅改修内容の予定の状態が確認できる書類

- ・住宅改修前の状態が確認できる撮影日入りの写真
- ・平面図

(5) 住宅の所有者の承諾書

住宅改修を行った被保険者と住宅の所有者が異なる場合（所有者が家族又は賃貸アパート等）は、当該住宅改修に係る所有者の承諾書を提出します。

（住宅の所有者が同居家族の場合は、簡易書式の承諾書を提出します。）

4 償還払いによる事後申請の手続き

事前に提出された書類との確認をし、改修工事が行われたかどうかの確認を行う。当該住宅改修の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給します。

【提出書類】

- (1) 領収証
- (2) 工事費内訳書
- (3) 完成後の状態を確認できる書類
- (4) 委任状（被保険者と住宅改修費の振込先口座名義人が異なる場合に必要）

(1) 領収証

- ・領収証は宛名を正確に記載すること。（上様不可、原則被保険者の氏名）
- ・領収証の金額と工事費内訳書の住宅改修費用が一致していること。
- ・領収証の添付を写しにする場合は、原本を持参すること。

(2) 工事費内訳書（工事費見積書は不可）

工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分します。
(住宅改修を行った工事種別ごとに、数量、長さ、面積等の規模を記載すること)

(3) 完成後の状態を確認できる書類

- ・住宅改修後が確認できる撮影日入りの写真
(改修の箇所ごとに、改修前と改修後で可能な限り同方向、同角度から撮影したもの)

(4) 委任状

被保険者と住宅改修費の振込先口座名義人が異なる場合は委任状を提出します。

(5) 振込口座変更申出書

申請者が亡くなられた際に振込先口座を変更する場合は提出します。

5 受領委任払いによる事前申請（事前審査）の手続き

住宅改修工事を行う前に、保険給付の対象として適当な住宅改修であるか確認するため、保険者で事前の審査を行います。

【提出書類】

- (1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）
- (2) 住宅改修が必要な理由書
- (3) 工事費見積書
- (4) 住宅改修内容の予定の状態が確認できる書類
 - ・住宅改修前の状態が確認できる撮影日入りの写真
 - ・平面図
- (5) 住宅の所有者の承諾書（被保険者本人が所有者でない住宅を改修する場合に必要）

(1) 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）

被保険者の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、被保険者番号、個人番号、住宅の所有者、改修内容、申請者の住所、氏名及び口座欄を記入します。（着工日、完成日、改修費用、申請日は事後申請時に記入。）

(2) 住宅改修が必要な理由書

利用者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具利用状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由をその被保険者の担当のケアマネジャーが記入します。

ただし、被保険者に担当のケアマネジャーがない場合は理学療法士、作業療法士、福祉住環境コーディネーター2級以上、1級建築士等が作成することができます。

- ・被保険者の身体状況
- ・介護状況
- ・住宅改修により、被保険者等は日常生活をどう変えたいか
- ・福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定
- ・改善をしようとしている生活動作、具体的な困難な状況、改修目的と改修方針改修項目

(3) 工事費見積書

住宅改修費の支給対象となる費用の見積もりであって、その内訳がわかるよう、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとします。

支給対象外の工事も併せて行われた場合は、対象部分の抽出、按分等を適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出します。

(4) 住宅改修内容の予定の状態が確認できる書類

- ・住宅改修前の状態が確認できる撮影日入りの写真
- ・平面図

(5) 住宅の所有者の承諾書

住宅改修を行った被保険者と住宅の所有者が異なる場合（所有者が家族又は賃貸アパート等）は、当該住宅改修に係る所有者の承諾書を提出します。

（住宅の所有者が同居家族の場合は、簡易書式の承諾書を提出します。）

6 受領委任払いによる事後申請の手続き

事前に提出された書類との確認をし、改修工事が行われたかどうかの確認を行う。当該住宅改修の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給する。

【提出書類】

- (1) 領収証
- (2) 工事費内訳書
- (3) 完成後の状態を確認できる書類

(1) 領収証

- ・領収証は宛名を正確に記載すること。（上様不可、原則被保険者の氏名）
- ・領収証の金額と工事費内訳書の住宅改修利用者負担額が一致していること。
- ・領収証の添付を写しにする場合は、原本を持参すること。

(2) 工事費内訳書（工事費見積書は不可）

工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分します。
(住宅改修を行った工事種別ごとに、数量、長さ、面積等の規模を記載すること)

(3) 完成後の状態を確認できる書類

- ・住宅改修後が確認できる撮影入りの写真
(改修の箇所ごとに、改修前と改修後で可能な限り同方向、同角度から撮影したもの)

7 留意事項

(1) 新築及び増改築の場合

- 新築・・・住宅改修費の支給対象とならない。
- 増改築・・・新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の対象とならない。

(2) 本人又は家族等により住宅改修を行う場合

- ・材料の購入費は住宅改修費の支給対象となる。
- ・領収書は、材料を販売したものが発行したものとする。
- ・工事費内訳書は、使用した材料の内訳を記載したものを本人又は家族等が作成する。

(3) ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修費

- ・被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことが可能である。
- ・ひとつの住宅について同時に住宅改修が行われた場合、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行うものとする。

(4) 個人番号の記入、申請に際し、個人番号とご本人の確認が必要ですので「個人番号カード」または「個人番号通知カード・本人確認書類（免許証等写真入りは1種類、保険証等写真無しは2種類必要）」を提示してください。（代理人の方が申請する場合は、そのほかに代理人身元確認書類を提示願います。）

8 事前申請から支給決定までの流れ

被保険者から住宅改修についてケアマネジャーへ相談



事 前 審 査

住宅改修工事を行う前に、保険給付の対象として適当な住宅改修であるか確認するため、市で事前の確認を行います。

【提出書類】

- ①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払いは、受領委任払い用を使用）
- ②住宅改修が必要な理由書
- ③工事費見積書
- ④改修前写真（撮影日入り）
- ⑤平面図
- ⑥承諾書（必要に応じて）

施 工 → 完 成



事 後 申 請

事前に提出された書類との確認をし、改修工事が行われたかどうかの確認を行う。当該住宅改修の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給する。

【提出書類】

- ①領収書
- ②工事費内訳書
- ③改修後写真（撮影日入り）
- ④委任状（償還払いのみ、必要に応じて）

国 保 連 審 査 (毎月20日頃伝送)



支 給 決 定



口 座 振 入

(審査月の翌々月初旬予定)

償還払い：被保険者に振込

受領委任払い：委任事業者に振込

9 住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取扱いについて

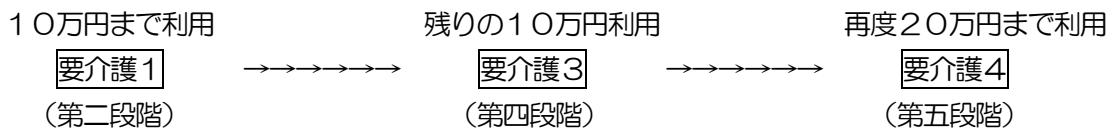
【例外1】要介護等を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、次表で定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に、再度20万円まで支給できる。

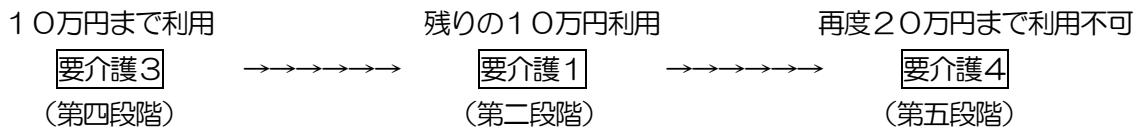
「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2 又は 要介護1
第一段階	要支援1 又は 経過的要介護 並びに 旧要支援

- (1) 3段階リセットの例外が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度額は20万円となる。
- (2) 3段階リセットの例外は一被保険者につき、1回しか適用されない。
- (3) 転居した場合は、転居後の住宅改修に着目し、3段階リセットの例外が適用される。

例① 要介護1のとき初めて住宅改修に着工し10万円の住宅改修費を受け、要介護3の時点でも10万の住宅改修費の支給を受けた場合であっても、要介護4となった場合、初めて住宅改修を行ったよう介護1を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階上がっているため、再度20万円までの支給が可能となります。



例② 要介護3のとき初めて住宅改修に着工し10万円の住宅改修費を受け、要介護1の時点でも10万の住宅改修費の支給を受けた場合であっても、要介護4となった場合、初めて住宅改修を行ったよう要介護3が基準となるので、要介護4となった場合でも再度住宅改修費の支給はできません。20万円までの支給が可能となります。

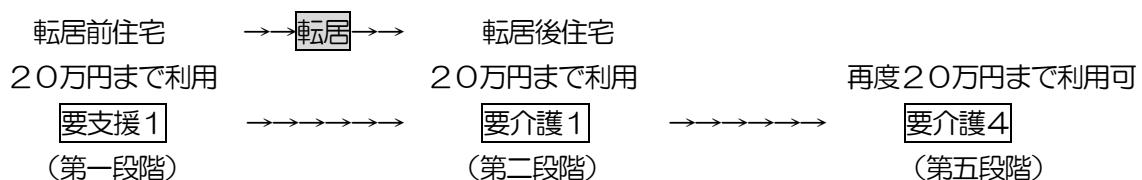


【例外2】転居した場合

- (1) 転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給することが可能です。
- (2) 3段階のリセットの例外は転居後の住宅のみに着目して適用されます。
- (3) 転居前の住宅に再び転居した場合は転居前住宅に係る支給状況が復活します。

例① 転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況のいかんにかかわらず、転居後の住宅について20万円まで住宅改修費の支給が可能となる。

また、3段階のリセットの例外も転居後の住宅について初めて住宅改修に着工する日の要介護状態区分を基準とする。



例② 転居前の住宅に戻った場合は転居前住宅に係る支給状況が復活し、転居リセットはなかったものとして取り扱うこととなりますので、3段階リセットの例外で基準となる要介護等状態区分も過去のものが適用されることとなる。

